

【用語】 蛭—繭のこと 無拠—やむなく、余儀なく 無心—遠慮なく
物をねだること 実正—真実で間違いないこと 急度—確かに、必ず、
相違なく 違乱—道理を乱す、非難する、不服をいう 奥印—本文の
内容を證明・保証するため名主等が奥書におす印 草木原・羽根尾村・
立石村—吾妻郡長野原町

【解説】 金錢貸借の証文は、一般に土地集積や金融などに關係したも
のが多いが、この文書は、吾妻郡立石村字草木原で麻・蛭を手作して
いた奥右衛門（市村家）が羽根尾村の利宗治（唐沢家）から、翌年の麻と
蛭の収益金を見込んで金五両を借用した際の証文である。もし麻・蛭
が不作で返済ができなかつた場合の担保として屋敷と畠地が書き入れ
られ、土地の売買証文や借用証文に必要な名主の奥印もある。

畠地が多い上野国では換金作物の一つとして麻が各地で栽培された
が、なかでも吾妻地方は古くから産地として知られていた。また、繭
は養蚕王国といわれる上野国では農家の副業として発展し、特に利
根・吾妻地域は製糸業地帯への原料繭の供給地であつた。

江戸時代、生産者と問屋荷主などの間で集荷活動を行つていた在地
商人は、集荷を独占的に行うため生産者へ仕入れ代金を前貸しする方
法を探ることがあつた。この文書の宛先の利宗治は、羽根尾村で質屋
を営業していた商人であり、市村家には利宗治へあてた同様の前借り
証文が数点残されているので、この前金証文は吾妻麻の集荷の過程で
作成された可能性が高い。